

今後の電波有効利用に関する意見募集に対する意見の提出フォーマット

平成 30 年 2 月 1 日

組織名	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
-----	--

項目	意見 1 (1000 文字を超えるため要旨の添付あり)
検討課題	
今後の電波有効利用のための方策に関する考え方 3. 割当に関わる制度の見直し	<p>【意見】 (電波法第 4 条、第 5 条、第 58 条、電波法施行規則第 4 条、第 7 条) 電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠した Wi-Fi, Bluetooth 及び Zigbee などを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。</p> <p>【理由】</p> <p>1. IoT 無線設備や AI 技術を搭載した無線設備を巡るグローバルな開発競争は目まぐるしく、これら無線設備の実用化に当たっては、複数の国・地域にて、多数の者が試験に関わることによって短期間のうちに検証・実証を重ね、商品化されるという特徴があります。日本においては、電波法では、電波の利用における混信等を防止するために、無線設備は電波法第三章に定める技術基準に適合する必要があります。現状では、海外製の無線設備については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合した場合であっても、技術基準適合証明等を取得するまでは例外なく調査・試験・研究を行うことができず、結果として、日本において迅速な検証・実証を行うことの妨げともなっており、製品開発やサービス展開の遅れにもつながりうる状況となっています。</p> <p>2. 技術基準適合証明等未取得していない無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、調査・試験・研究に当該設備を用いることは法令上可能ではありますが、昨今の IoT や AI に対応した無線設備の場合には、日本を含む複数の国・地域において、短期間に集中的に多数の調査・試験・研究を行った上で製品化する必要があり、申請の負担の大きい実験試験局の免許を個別に取得することは必ずしも現実的ではありません。また、特定実験試験局の場合は、試験したい内容次第で特定実験試験局の周波数が割り当てられていないこともあるほか、実験可能な場所の制約を受けることから、必ずしも同制度が利用可能とも限らず、規制改革ホットラインを通じた総務省からのご回答では、顕在化するニーズへの対応が困難と考えま</p>

	<p>す。このことから、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠した Wi-Fi, Bluetooth 及び Zigbee などを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外から持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。</p> <p>3. なお、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 26 号)」において、訪日観光客等が日本国内に持ちこむ Wi-Fi 端末や Bluetooth 端末については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、日本国内での利用が入国から 90 日以内に限って可能となりました。平成 28 年 5 月 21 日から施行されていますが、これまで混信等の社会的問題は発生していないと承知しています。Wi-Fi, Bluetooth 及び Zigbee などを利用する無線設備の非商業用途での利用に伴うリスクは、その規模からして、年間 2,000 万人を超える訪日観光客等による無線設備の利用に伴うリスクよりも明らかに低いか少なくとも同等以下であると考えられます。</p> <p>4. また、米国の場合には、販売や市場投入のためではなく、製品開発や市場適合性等を見極めるための試験や評価のためであれば、4,000 台を上限に機器を輸入することが可能になっており、円滑な試験や評価の実施に役立っています。</p>
項目	意見 2
検討課題	
<p>今後の電波有効利用のための方策に関する考え方</p> <p>1. 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み</p>	<p>電波は有限な国民共有の財産であり、各周波数の効果的な利用がなされているかどうかについて、政府は国民に対して広く説明するという責任を果たすべきであると考えます。このような観点から、公共用周波数については、利用する行政機関及びその用途が公表されることを要望します。電波法第 25 条第 1 項は、情報公開の適用除外を省令において定めることとしていますが、どのような無線局を情報公開の例外にするかについて、その要件を追記するとともに総務省施行令第 11 条の 2 については、当該要件に該当するかどうか厳正に判断のうえ規定するべきであると考えます。総務省電波有効利用成長戦略懇談会では、公共用周波数の利用についてヒアリングが行われたとのことですが、政府として電波という国民共有の財産の有効活用について説明責任を果たすという観点から、ヒアリング結果についてはできる限り公にする必要があるものと考えます。</p>
項目	意見 3
検討課題	
今後の電波有効利用のための方策に	電波は有限な国民共有の財産であるという観点から、電波利用料制度はその効率的な利用を促すものであるべきであると考えます。電波利用料につ

<p>関する考え方</p> <p>4. (2) 公共用無線局からの電波利用料の徴収</p>	<p>いては、各周波数帯ごとの経済的価値を反映させて利用料額を設定するとともに、公共用無線局の割当を受けている政府部門に対しても、電波の有効利用のインセンティブを与えるため、経済的価値を勘案した電波利用料を徴収するべきであると考えます。</p>
<p>項目</p>	<p>意見 4</p>
<p>検討課題</p>	
<p>今後の電波有効利用のための方策に関する考え方</p> <p>4. (3) ① 電波の利用状況のより精緻な把握のために取り組むべきこと</p>	<p>電波利用状況調査については、現行の利用しているか利用していないかという自己申告による定性的な指標に加え、どれくらいの利用がなされているかというような定量的な指標を導入して調査を行うべきであると考えます。そのような定量的な指標に基づいて、有効利用に関してより具体的な評価が行われ、その結果が公表されるよう要望します。また、調査の実効性を担保するために、免許人に対する聞き取り調査に加え、独立した第三者による調査を導入するべきであると考えます。</p>
<p>項目</p>	<p>意見 5</p>
<p>検討課題</p>	
<p>5. その他 (留意事項や情報提供など)</p>	<p>グローバル化が進む中、周波数の国際調和はこれまで以上に重要な観点となっています。無線局の免許の申請審査や免許の更新に際しては、各周波数の利用について国際調和への影響を加味して判断がなされるべきであると考えます。</p>

IoT時代における機動的な電波利用ニーズへの対応のための
電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合した無線設備の
非商業用途（調査・試験・研究等）の利用について

1. IoT無線設備やAI技術を搭載した無線設備を巡るグローバルな開発競争は目まぐるしく、これら無線設備の実用化に当たっては、複数の国・地域にて、多数の者が試験に関わることによって短期間のうちに検証・実証を重ね、商品化されるという特徴があります。日本においては、電波法では、電波の利用における混信等を防止するために、無線設備は電波法第三章に定める技術基準に適合する必要があります。現状では、海外製の無線設備については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合した場合であっても、技術基準適合証明等を取得するまでは例外なく調査・試験・研究を行うことができず、結果として、日本において迅速な検証・実証を行うことの妨げともなっており、製品開発やサービス展開の遅れにもつながりうる状況となっています。
2. 技術基準適合証明等未取得していない無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、調査・試験・研究に当該設備を用いることは法令上可能ではありますが、昨今のIoTやAIに対応した無線設備の場合には、日本を含む複数の国・地域において、短期間に集中的に多数の調査・試験・研究を行った上で製品化する必要があり、申請の負担の大きい実験試験局の免許を個別に取得することは必ずしも現実的ではありません。また、特定実験試験局の場合は、試験したい内容次第で特定実験試験局の周波数が割り当てられていないこともあるほか、実験可能な場所の制約を受けることから、必ずしも同制度が利用可能とも限らず、規制改革ホットラインを通じた総務省からのご回答では、顕在化するニーズへの対応が困難と考えます。このことから、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi, Bluetooth及びZigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外から持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。
3. 米国の場合には、販売や市場投入のためではなく、製品開発や市場適合性等を見極めるための試験や評価のためであれば、4,000台を上限に機器を輸入することが可能になっており、円滑な試験や評価の実施に役立っています。